

平成18年度 沖縄県訟務年報

～ 訴訟等の処理状況に関する報告書 ～

平成19年10月22日報告

沖縄県総務部総務私学課

平成18年度沖縄県訟務年報

[平成19年10月22日 総務部（総務私学課）]

目次

1	訴訟事件の概要	1
2	各部等における処理状況	1
3	訴訟事件ごとの概要	
(1)	行政事件	
ア	総務部	2
イ	農林水産部	2
ウ	土木建築部	3
(2)	民事事件	
ア	総務部	5
イ	企画部	6
ウ	文化環境部	6
エ	福祉保健部	8
オ	農林水産部	17
カ	土木建築部	18
キ	教育庁	21
ク	警察本部	23
コ	病院事業局	23

参考 訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

1 訴訟事件の概要

平成18年度（平成19年3月31日現在）において、沖縄県を当事者とする訴訟は89件であり、部局ごと、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

事件区分 主管部課	行政事件訴訟			民事事件訴訟			合計
	取消訴訟	その他	計	損害賠償	その他	計	
知事部局の計	3	3	6	46	14	60	66
知事公室							
総務部	1		1	1	2	3	4
企画部					2	2	2
文化環境部				2		2	2
福祉保健部				40	2	42	42
農林水産部		1	1		1	1	2
観光商工部							
土木建築部	2	2	4	3	7	10	14
出納事務局							
教育庁の計				5		5	5
警察本部の計				2		2	2
病院事業局の計				5	11	16	16
合計	3	3	6	58	25	83	89

備考 行政事件には、違法公金支出差し止めを理由とする住民訴訟が含まれる。

2 各部等における処理状況

事件年度 主管部局	各部の所管事件数 (平成18年3月31日現在)	平成18年度内での処理件数			総務私学課長 へ引継ぎ件数	各部の所管事件数 (平成19年3月31日現在)
		新規	終結	その他		
知事部局の計	66	6	11		6	66
知事公室						
総務部	2	2	2			4
企画部	2	1	1		1	2
文化環境部	2		2			2
福祉保健部	43	1	2		2	42
農林水産部	3				1	2
観光商工部						
土木建築部	14	2	4		2	14
出納事務局						
教育庁の計	3	3	1		1	5
警察本部の計	2	2	2		2	2
合計	71	11	14		9	73

注意) 病院事業局が訴訟等に係る代表権を有するもの(16件)については、この表に含めていない。

3 訴訟事件ごとの概要

(1) 行政事件

	事件名	当事者	事件の概要	所管課
1	<p>提起日 平成18年5月31日 那覇地方裁判所 平成18年（行ウ）第3号 差押処分等裁決取消請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>行政不服審査法に基づく審査請求の裁決について、行政事件訴訟法に基づきその取消を求め提訴した。その内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県が滞納処分として平成17年4月18日付けで行った、原告名義の預金のうち、66万4200円の支払請求権に対する差押処分の取消 2 原告の平成17年6月15日付け審査請求（本件差押処分に関する不服申立）について、同年11月30日付けでした裁決の取消 <p>判決言渡日 平成18年11月15日 判決要旨 本件訴えをいずれも却下する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滞納処分として平成17年4月18日付けでした原告名義の預金のうち、66万4200円の支払請求権に対する差押え処分の取消 2 沖縄県知事が、原告の平成17年6月15日付け審査請求（本件差押え処分に関する不服申立）について、同年11月30日付けでした裁決の取消 	税務課
2	<p>原審 提起日 平成8年11月25日 那覇地方裁判所 平成8年（行ウ）第10号 違法公金支出差止請求事件</p>	<p>原告 〇〇〇〇〇ほか9名 被告 沖縄県知事 稲嶺恵一 大田昌秀</p>	<p>国頭村が実施している団体営農地開発事業辺野喜地区は、土地改良法、文化財保護法等に反し違法との理由により、沖縄県知事に対し、本県事業に関する公金支出や契約締結等の中止を求めるとともに、知事個人に対し同事業に要した県費等の損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成15年6月6日 判決要旨 判決は、土地改良法違反の瑕疵を認めたとうえで、下記の内容であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告大田昌秀は、沖縄県に対し、金2767万8000円余を支払え。 2 被告沖縄県知事稲嶺恵一が、被告大田昌秀に対し、損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠っていることは違法である。 3 訴訟費用は5分の4を被告負担とし、その余を原告負担とする。 	農村整備課
	<p>控訴審 提起日 平成15年6月16日 福岡高等裁判所那覇支部 平成15年（行コ）第3号 違法公金支出差止請求控訴事件</p>	<p>控訴人 沖縄県知事 稲嶺恵一、大田昌秀（個人） 被控訴人 〇〇〇〇〇ほか7名</p>	<p>国頭村が実施している団体営農地開発事業辺野喜地区は、土地改良法、文化財保護法等に反し違法との理由により、沖縄県知事に対し、本県事業に関する公金支出や契約締結等の中止を求めるとともに、知事個人に対し同事業に要した県費等の損害賠償を請求した事件である。</p>	

			<p>判決言渡日 平成16年10月14日</p> <p>判決要旨</p> <p>判決は行政手続上に瑕疵があると認めたが、事業全体が違法となるものでなく、補助金支出については公益上の必要があったとして、下記の内容であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原判決中、控訴人らの敗訴部分を取り消す。 2 上記取消部分につき、被控訴人らの請求をいづれも棄却する。 3 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人らの負担とする。 	
	<p>上告審</p> <p>提起日 平成16年10月22日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>平成17年（行ツ）第10号</p> <p>違法公金支出差止等請求上告事件</p> <p>平成17年（行ヒ）第12号</p> <p>違法公金支出差止等請求上告受理申立事件</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>上告人</p> <p>〇〇〇〇〇ほか5名</p> <p>被上告人</p> <p>沖縄県知事 稲嶺 惠一、大田昌秀（個人）</p>	<p>国頭村が実施している団体営農地開発事業辺野喜地区は、土地改良法、文化財保護法等に反し違法との理由により、沖縄県知事に対し、本県事業に関する公金支出や契約締結等の中止を求めるとともに、知事個人に対し同事業に要した県費等の損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成18年6月9日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。 	
3	<p>提起日 平成17年9月20日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成17年（行ウ）第17号</p> <p>使用裁決取消請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇ほか126名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>沖縄県収用委員会が平成17年7月7日にした嘉手納飛行場使用裁決について、手続の違法性、使用認定の違法性及び駐留軍特措法の違憲性等を主張し、その取消しを請求した事件である。</p>	用地課
4	<p>提起日 平成17年5月20日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成17年（行ウ）第7号</p> <p>平成17年（行ウ）第8号</p> <p>泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇〇ほか</p> <p>被告</p> <p>沖縄県知事</p>	<p>原告が</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然の権利訴訟であり、自然物（動植物、干潟）の権利を代弁する。 2 新種とされる貝類・海草類が発見されるなど、事業者の調査は、十分な調査がなされていない。また、回避・低減の措置が検討されていない。環境影響評価が杜撰であり、結果として環境影響評価書は違法な手続によるものであり、十分な評価がなされたものとは言えない。 3 新港地区の航路泊地の浚渫の合理性、土地利用の合理性がなく、計画の推進は重大なリスクがあり、結果として市民・県民に負担を強いるものとなる。 4 適正に実施されていない環境影響評価書を使い、土地利用の合理性もなく、ラムサール条約等に違反することから、公有水面埋立法第4条第1項第1号から3号に重大かつ明白な違反がある。 5 経済的な合理性はなく、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に違反している。 <p>以上のことを理由として、次のことを請求した事</p>	港湾課

			<p>件である。</p> <p>① 沖縄県知事は、事業に関して、一切の公金の支出等をしてはならない。</p> <p>② 沖縄県知事は、債務者稲嶺恵一及び国に対して、損害賠償請求をせよ。</p>	
5	<p>原審 提起日 平成16年10月12日 那覇地方裁判所 平成16年（行ウ）第17号 建築物等除却に係る処分と県知事の行った裁決の取消請求事件</p>	<p>原告 有限会社□□□□□□□□□□ 被告 南風原町、沖縄県知事</p>	<p>本件は、被告南風原町が土地区画整理事業施行のため、原告に対し、占有していた建物の一室を立ち退くよう、建築物等除却通知をしたところ、原告はこれを不服として被告沖縄県知事に審査請求をしたが、被告沖縄県知事により棄却する裁決がなされたことについて、上記通知、裁決の取消を求めた事案である。</p> <p>判決言渡日 平成17年3月29日 判決要旨 本件建物はその所有者によって既に取り壊され滅失しており、本件通知は、その目的を達して、その効果が消滅していると解されるから、もはや、本件通知や本件裁決を取り消したとしても、それによって回復されるべき利益は存在しないというべきである。以上から本件各訴えについて、訴えの利益は存在しない。 よって本件訴えはいずれも不適法であるからこれを却下する。</p>	都市計画・モノレー課
	<p>控訴審 提起日 平成17年5月27日 福岡高等裁判所那覇支部 平成17年（行コ）第4号 建築物等除却に係る処分と県知事の行った裁決の取消請求事件</p>	<p>控訴人 有限会社□□□□□□□□□□ 被控訴人 南風原町、沖縄県知事</p>	<p>本件は、被告南風原町が土地区画整理事業施行のため、原告に対し、占有していた建物の一室を立ち退くよう、建築物等除却通知をしたところ、原告はこれを不服として被告沖縄県知事に審査請求をしたが、被告沖縄県知事により棄却する裁決がなされたことについて、上記通知、裁決の取消を求めた事案である。</p> <p>判決言渡日 平成17年5月17日 判決要旨 本件建物はその所有者によって既に取り壊され滅失しており、本件通知は、その目的を達してその効果が消滅していると解されるから、もはや、本件通知や本件裁決を取り消したとしても、それによって回復されるべき利益は存在せず、控訴人の本件請求には訴えの利益が認められない。 よって本件請求を不適法として却下した原判決は相当であり、本件控訴には理由がなく、その不備を補正することができないものであるから、口頭弁論を経ることなく本件控訴を棄却する。</p>	
	<p>上告審 提起日 平成17年5月26日 最高裁判所第一小法廷 平成17年（行ツ）第238号 平成17年（行ヒ）第261号 建築物等除却に係る処分と県知事の行った裁決の取消請求</p>	<p>控訴人 有限会社□□□□□□□□□□ 被控訴人 南風原町、沖縄県知事</p>	<p>本件は、被告南風原町が土地区画整理事業施行のため、原告に対し、占有していた建物の一室を立ち退くよう、建築物等除却通知をしたところ、同原告はこれを不服として被告沖縄県知事に審査請求をしたが、被告沖縄県知事により棄却する裁決がなされたことについて、上記通知、裁決の取消を求めた事案である。</p>	

	事件		判決言渡日 平成17年9月20日 判決要旨 本件上告を棄却する。(上告が許される規定に該当しないため。) 本件を上告審として受理しない。(民訴法の規定により受理すべきものとは認められない。)	
6	提起日 平成17年2月22日 那覇地方裁判所 平成17年(行ウ)第1号 違法公金返還等請求事件 係争中	原告 〇〇〇ほか8名 被告 沖縄県 仲井眞弘多	原告は沖縄県が委託して作成した「新石垣空港整備事業に係る環境影響評価準備書」は、瑕疵ある成果品であり、この対価として支払われた前払金3150万円と完成払金7350万円の支出は違法であるとして、原告が沖縄県知事に対し、それぞれの支出に係る当時の知事、室長及び課長に同金銭を求めるよう請求した事件である。	新石垣空港課

(2) 民事事件

	事件名	当事者	事件の概要	所管課
1	提起日 平成17年10月27日 那覇地方裁判所 平成17年(ワ)第1082号 損害賠償請求事件 係争中	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県 沖縄県離島医療組合ほか3名	原告の任命権者である沖縄県知事が正当な人事権の行使の範囲を超え、又は人事権の濫用により、違法かつ不当な配置換えの職務命令を発し、及び名誉等を毀損したことにより、原告に損害を発生させたこと等を理由として、沖縄県知事の使用人である被告沖縄県に損害の賠償を請求した事件である。	人事課
2	提起日 平成15年4月1日 那覇地方裁判所(沖縄支部) 平成15年(ワ)第145号 所有権移転登記抹消登記手続請求事件 取下げ	原告 〇〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告と訴外株式会社□□□□□間の本件土地の移転登記に伴い、県は、訴外□□□□□に対し公租公課の滞納処分として、差押登記を了している。 これに対し、原告は、訴外□□□□□との本件土地の移転登記は、無効な登記であり移転登記の抹消登記の手続をすることを請求。 同、抹消登記の手続に伴い、沖縄県に対し当該移転登記の抹消登録手続を承諾することを請求。 訴え取下げ日 平成16年8月18日 取下げ理由 第10回公判において、訴外□□□□□と原告との間で和解したため、沖縄県に対する訴えを放棄した。	税務課
3	提起日 平成18年4月19日 那覇地方裁判所 平成18年(ワ)第410号 土地所有権確認請求事件 係争中	原告 〇〇〇〇〇〇 被告 沖縄県	沖縄県が管理している所有者不明土地の所有権の存否を争う事件である。 原告は、本件各土地が原告祖父の所有であり、原告父への家督相続及び原告父の死亡による原告兄弟等の相続により本件土地の所有権を取得したとして、所有権確認請求事件を提起した。	管財課
4	提起日 平成16年12月20日 那覇地方裁判所	原告 □□□□□□□□	□□□□ビル賃借権(入居権)の確認請求及び□□□□店舗が□□□□ビルへ入居できなかったのは、県	交通政策課

	<p>平成16年（ワ）第1302号 賃借権確認等請求事件 判決言渡済</p>	<p>□株式会社 被告 沖縄県、△△△△ △△△△△△株式会社</p>	<p>が「覚書」を守らなかったためとして損害賠償を請求した事件である。 また、□□□□ビルの供用開始以降□□□□が負担した□□□ビルの赤字についても、同様に県に原因があるとして損害賠償を請求している。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成18年11月29日 判決要旨 □□□□ビル・□□□ビルへの入居や営業に対する沖縄県の斡旋義務違反などが争点になったが、いずれも原告の主張は理由がないとして請求は棄却された。</p>	
5	<p>提起日 平成17年6月30日 那覇地方裁判所 平成17年（ワ）第548号 経営権確認等請求事件 係争中</p>	<p>原告 □□□□□□□□ □株式会社 被告 沖縄県</p>	<p>原告の△△△△△△△△に対する経営権について、県が覚書を守っていないと主張し、経営権の確認とこれにより生じた損害賠償を請求した事件である。</p>	交通政策課
6	<p>原審 提起日 平成14年7月15日 東京地方裁判所 平成14年（ワ）第15271号 損害賠償請求事件</p>	<p>原告 ○○○ 被告 沖縄県、△△△△、△△△、△△△△△、△△△△△</p>	<p>本件は、沖縄県立芸術大学に在籍していた原告が、被告△△△△からは暴言、暴行、セクシャル・ハラスメント、私用での使い走り等不法行為を受け、被告△△△△△△からは、暴言、セクシャル・ハラスメント等の不法行為を受け、被告△△△△からは原告が提出した欠席届を放置する不法行為を受け、被告△△△△からは、上記の不法行為についての学内での調査の過程で、原告の心情に全く配慮せずに対応した等の不法行為を受けたと主張して、それぞれ不法行為に基づく損害賠償等を請求するとともに、被告沖縄県については、使用者責任及び良好な勉学環境を提供するという在学契約の債務不履行に基づいて、損害賠償等を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成17年3月25日 判決要旨 1 被告△△△△は、原告に対し、5万5千円及びこれに対する平成14年7月25日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。 2 原告の被告△△△△に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は、被告△△△△について生じた費用100分の1を被告△△△△の負担とし、その余の費用は原告の負担とする。 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 ※芸大を運営する被告沖縄県が被告△△の行為に関して国家賠償法に基づく責任を負うとは認められない旨の判決内容となっている。</p>	文化振興課
	<p>控訴審 提起日 平成17年4月7日</p>	<p>控訴人 ○○○</p>	<p>本件は、沖縄県立芸術大学に在籍していた原告が、被告△△△△からは暴言、暴行、セクシャル・ハラス</p>	

<p>東京高等裁判所 平成17年（ネ）第2198号 損害賠償請求控訴事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>被控訴人 沖縄県、△△△△、△△△△、△△△△、△△△△</p>	<p>メント、私用での使い走り等不法行為を受け、被告△△△△からは、暴言、セクシャル・ハラスメント等の不法行為を受け、被告△△△△からは原告が提出した欠席届を放置する不法行為を受け△△△△からは、上記の不法行為についての学内での調査の課程で、原告の心情に全く配慮せずに対応した等の不法行為を受けたと主張して、それぞれ不法行為に基づく損害賠償等を請求するとともに、被告沖縄県については、使用者責任及び良好な勉学環境を提供するという在学契約の債務不履行に基づいて、損害賠償等を請求した事件である。</p> <p>平成17年3月25日に言渡された判決を不服として控訴している。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成18年1月24日 判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。 <p>控訴人の請求は、被控訴人△△に対し5万5千円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める限度で控訴人の請求を認容し、同被控訴人に対するその余の請求及びその余の被控訴人らに対する請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却するとの内容となっている。</p>	
<p>7 提起日 平成15年4月18日 那覇地方裁判所平良支部 平成15年（ワ）第916号 損害賠償請求事件</p> <p style="text-align: right;">引継手続中</p>	<p>原告 〇〇〇〇ほか93名 被告 沖縄県、△△△△</p>	<p>被告△△△△が設置した産業廃棄物最終処分場における焼却や埋立て等により、日常的に悪臭、排ガス、ばいじん等による被害を受けたほか、平成13年11月28日に発生した火災に伴い、一次避難を余儀なくされ重篤な健康被害等を受けたとして、地元住民が事業者及び県に対し損害賠償を請求している事件である。</p> <p>沖縄県は、廃棄物処理法による事業者の業務を監督する権限を怠って、事業者の日常的な違法行為を看過し、さらには意図的に見逃すことによって、違法行為の拡大を助長したという関係にあるから、被告△△と共同して不法行為を問われる立場にあり、公務員としての業務上のものであることから、国家賠償法第1条第1項により、その責任を問うものである。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成19年3月14日 判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告沖縄県に対する請求は全て棄却 2 被告△△に対しては損害賠償金2850万円の支払いを命ずる。 <p>沖縄県が産業廃棄物処分業等の許可の取消等を命じてくれなかったという規制権限の不行使は、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くことを認めることはできない。</p> <p>よって、民法上の共同不法行為責任を認めることもできない。以上から被告沖縄県に対する原告</p>	<p>環境整備課</p>

			らの請求は理由がない。	
8	<p>提起日 平成18年11月5日 那覇地方裁判所 平成18年(ワ)第1426号 清算金請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>原告 〇〇〇〇ほか175名 被告 沖縄県</p>	<p>沖縄県は、昭和46年7月16日付け厚生省社会・児童家庭局長連名通知(以下「46通知」という。)に基づき、昭和47年に社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)を設立し、以来、県立社会福祉施設の管理運営を委託してきたが、平成18年度からは同事業団へ12施設の経営を移譲し民営化した。</p> <p>事業団職員については、それまで46通知により給与等の処遇を県に準じてきた経緯があったが、民営化に伴い、平成18年度からは事業団独自の基準により取り扱うこととなり、退職金について県が従来補填してきた福祉医療機構共済制度との差額分も、平成18年度以降退職者については補填義務はないとした。</p> <p>これに対し、事業団職員より、①県は事業団職員に対し実質的な支配関係にあったのであり退職金の差額補填義務がある。②県からの一方的な契約解除による解雇に相当し整理退職による精算相当額約8億円ほかの補償義務があると提訴がなされた。</p>	福祉・援護課
9	<p>提起日 平成18年12月4日 那覇簡易裁判所 平成18年(交)第14号 損害賠償請求調停事件</p> <p style="text-align: right;">不調</p>	<p>申立人 〇〇〇〇〇 被告 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団、 沖縄県</p>	<p>平成13年9月3日午後1時頃、沖縄市美里の信号のない交差点において、申立人が直進のため前方左右の安全を確認し直進中に、突然左方から交差点に進入してきた沖縄県社会福祉事業団職員(具志川厚生園勤務)運転の加害車両から衝突を受けた。事故から相当の期間が経過し、申立人は現在も治療が続いているが、その効果も思わしくない。</p> <p>本件事故は①加害者勤務中の事故であったこと②県からの受託業務中の事故であり加害車両も沖縄県の所有であったことから、沖縄県社会福祉事業団と県に対し、治療費等相当の金員(約1億円)の支払いを求めている事件である。(申立人については、認定された後遺症14級に対して既に大同火災から相当の支払いが行われている。)</p>	福祉・援護課
10	<p>提起日 平成15年7月29日 平成15年(ハ)第1669号 提起日 平成15年12月3日 平成15年(ハ)第2812号 提起日 平成16年5月24日 平成16年(レ)第20号 提起日 平成16年12月17日 平成17年(ツ)第15号</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が原告について統合失調症と診断したことは誤診であり、このことにより原告に社会的精神的損害を与えたということを理由として、20万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日(上告) 平成17年5月10日 判決要旨</p> <p>本件訴えが訴権濫用に該当する不適法なものとしてこれを却下した原審の判断は、原審の適法に確定した事実関係に照らし、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決は確定した。</p>	障害保健福祉課
11	<p>提起日 平成15年10月1日 平成15年(ハ)第2187号 提起日 平成16年5月21日 平成16年(レ)第18号</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、精神医療審査会委員長△△医師が行った意見聴取の内容が虚偽であり、これに基づき行った審査については誤りであったとして、20万円の損害賠償を請求した事件である。</p>	障害保健福祉課

	<p>提起日 平成16年9月27日 平成16年（ツ）第34号 判決確定済</p>		<p>判決言渡日（上告） 平成17年1月27日 判決要旨 精神保健福祉法第38条の5第3項本文は意見聴取をしなければならない者について規定したにとどまり、必要があれば、それ以外の者から聴取することは何ら妨げられないものと解される。また、本件各記載内容が虚偽であるとの点については、原判決の事実認定を非難するものに過ぎないとして、上告は棄却され判決は確定した。</p>	
12	<p>提起日 平成15年10月20日 平成15年（ハ）第2369号 提起日 平成16年4月27日 平成16年（レ）第8号 提起日 平成16年9月27日 平成16年（ツ）第32号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が原告についての診断書の生活歴及び現病歴の欄で「八年前父親死亡の際、帰郷したが既に精神変調が認められた」と記入したことについて誤診、虚偽であり、これにより原告の名誉、信用を著しく傷つけ精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日（上告） 平成17年1月18日 判決要旨 原審が、△△医師の控訴人に対する診断が誤診であることや、同医師が記載した診断書の内容が虚偽であることを認めることができないと認定判断したことは、正当として是認できるとして、上告は棄却され判決は確定した。</p>	障害保健福祉課
13	<p>提起日 平成15年10月20日 平成15年（ハ）第2370号 提起日 平成16年3月26日 平成16年（ハ）第817号 提起日 平成16年4月27日 平成16年（レ）第9号 提起日 平成16年9月24日 平成16年（ツ）第37号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が原告についての診断書の生活歴及び現病歴の欄で「ナイフを携帯してもち歩いたりしていた」と記入したことについて事実無根、虚偽であり、これにより原告の名誉を著しく傷つけ精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日（上告） 平成17年3月17日 判決要旨 2審において、△△医師は法の定めるところに従って控訴人を診察し、本件診断書に必要な事項を記載してこれを作成したのもであり、その内容について特段虚偽もないから、本件記載が控訴人の感情を害するものであったとしても、名誉・信用毀損などの不法行為には当たらないとして、控訴を棄却。 上告審では、原審の専権に属する事実の認定を非難するものであって、上告の理由がないとして棄却され判決は確定した。</p>	障害保健福祉課
14	<p>提起日 平成15年11月30日 平成15年（ハ）第2462号 提起日 平成16年3月25日 平成16年（レ）第5号 提起日 平成16年9月24日 平成16年（ツ）第36号</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、県職員△△△△が精神障害者調査書の主要症状欄に「妄想？（暴力団との関わり、その為に刃物を持ち歩く）奇異な行動」と記載したことについて①妄想はない②暴力団との関わりはない③その為に刃物を持ち歩くことはない④奇異な行動はないと主張し、沖縄県南部保健所職員△△△△の記載は虚偽であり、</p>	障害保健福祉課

			<p>判決確定済</p> <p>これにより原告の名誉、信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月10日</p> <p>判決要旨</p> <p>精神保健福祉相談員△△△△が作成した精神障害者調査書が虚偽を記載したのではなく、その調査手続に違法な点はないとした原審の認定判断は、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	
15	<p>提起日 平成15年11月17日 平成15年（ハ）第2627号</p> <p>提起日 平成16年5月21日 平成16年（レ）第19号</p> <p>提起日 平成16年12月17日 平成16年（ツ）第39号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が原告についての診断書に「光の粒子と波動で病気は決まる」など妄想的発言が目立つと記載したことについて、誤解であり誤診であると主張。原告は△△医師に対し文の取消しの要求を提出したが返事がないため、これにより原告の名誉、信用を侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年1月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>原審の適法に確定した事実関係によれば、同医師による上告人の診察並びに診断に至る一連の行為に何ら違法な点はないとした原判決は正当である。また、上告理由として憲法違反その他種々の法令違反があると主張するが、それは、原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するものであるか、独自の見解に立って原判決の説示を論難するものにすぎないとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
16	<p>提起日 平成15年11月21日 平成15年（ハ）第2699号</p> <p>提起日 平成16年4月30日 平成16年（レ）第10号</p> <p>提起日 平成16年9月27日 平成16年（ツ）第33号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、退院請求について、△△△△が行った意見聴取の内容が虚偽であるとして、沖縄県を被告として、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>沖縄県精神医療審査会委員の△△△△作成の意見聴取には虚偽記載があり、原判決には、憲法31条違反及び精神保健福祉法第38条の5第3項、刑法156条、220条、医師法17条等に違反する法令違反がある旨主張するが、それは原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するものであるか、独自の見解に立って原判決の判断を論難するものにすぎず、上告理由がないとして棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
17	<p>提起日 平成15年11月25日 平成15年（行ウ）第25号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>通院公費負担申請取下げ申請に対する県の回答の取下げを請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成16年7月20日</p> <p>判決要旨</p>	障害保健福祉課

			<p>原告が取消しを求める本件決定は、沖縄県立総合精神保健福祉センター所長において、本件申請書の取り下げができないことを説明ないし通知するものに過ぎず、これにより直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められるものとは認められないから、本件訴えは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求めるものということとはできないとして、却下された。</p> <p>民事訴訟法第285条の規定により、平成16年8月4日判決が確定した。</p>	
18	<p>提起日 平成15年11月2日 平成15年（ハ）第2745号</p> <p>提起日 平成16年7月1日 平成16年（レ）第26号</p> <p>提起日 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第17号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が診断書に原告について「自傷他害のおそれあり」と記入したことが事実無根の虚偽であり、原告に自傷のおそれはないと主張し、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>前訴と後訴が訴訟物を異にする場合であっても、後訴の提起が前訴の蒸し返しというべきものであるなどの事情が認められるときには、後訴の提起が信義則に照らし許されないものと解すべき余地がある。</p> <p>上告人は従前提起され訴訟の蒸し返しというべき内容の本訴を提起したものであるから、本件訴えの提起は信義則に反し、訴権を濫用したものであるべきであり、口頭弁論を経ないで請求を却下した原審の判断を相当とし、上告は棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
19	<p>提起日 平成15年11月25日 平成15年（ハ）第2730号</p> <p>提起日 平成16年5月11日 平成16年（レ）第13号</p> <p>提起日 平成16年9月24日 平成16年（ツ）第38号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が原告について診断書の生活歴及び現病歴欄に原告が「母親は悪魔だ。叔父は詐欺師で自分の財産を奪おうとしている。」と記入したことが事実無根の虚偽であり、原告は看病している母親に悪魔ということではなく、初対面の叔父に詐欺師ということもないと主張するなどし、これらにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>△△医師は法の定めるところに従って上告人を診断し、本件診断書に必要な事項を記載したものであるから、その内容が上告人の感情を害するものであったとしても、虚偽の記載とは認められず、したがって、名誉・信用毀損などの不法行為には当たらないとした原審の判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決は確定した。</p>	障害保健福祉課
20	<p>提起日 平成15年12月18日 平成15年（ハ）第2985号</p>	<p>原告 ○○○○</p>	<p>原告は、△△医師が原告について「精神運動興奮状態」、「衝動行為」があると診断したことが誤診であ</p>	障害保健福祉課

	<p>提起日 平成16年7月1日 平成16年（レ）第27号</p> <p>提起日 平成16年11月4日 平成17年（ツ）第10号</p> <p>判決確定済</p>	<p>被告 沖縄県</p>	<p>り、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年6月16日</p> <p>判決要旨 精神保健指定医△△△△が精神保健福祉法に従って診察し、措置入院診断書に必要な事項を記載してこれを作成したことに誤審は認められず、名誉・信用毀損などの不法行為にも当たらないとした原審の認定判断は、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	課
21	<p>提起日 平成16年1月16日 平成16年（ハ）第160号</p> <p>提起日 平成16年7月1日 平成16年（レ）第28号</p> <p>提起日 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第14号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇〇</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が原告について「思考形式の障害」があると診断したことが誤診であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月27日</p> <p>判決要旨 上告人は、本件入院措置に関して、その主張する事実あるいは当事者、請求原因の構成を変えつつ、多数の訴えの提起を繰り返しており、かかる訴えはすべて退けられているのであって、本件訴えも、同一事実に基づく訴訟をいたずらに繰り返すものと認められる。そうすると、本件訴えは訴権を濫用するもので、不適法な訴えであるとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
22	<p>提起日 平成16年1月19日 平成16年（ハ）第176号</p> <p>提起日 平成16年7月1日 平成16年（レ）第29号</p> <p>提起日 平成16年11月4日 平成17年（ツ）第11号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇〇</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が診断書に「暴力団に用はない。暴力団にいつやられるかわからない。やられる前に殺してやる」など被害妄想に基づく言動がみられると記述し、被害妄想があると診断したことが誤診であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年3月17日</p> <p>判決要旨 第2審において、△△医師は法の定めるところに従って控訴人を診察し、診断書に必要な事項を記載してこれを作成したものであり、その内容について特段虚偽や誤診もないから、名誉・信用毀損などの不法行為には当たらないとして、訴えを棄却。 上告審では、原審の専権に属する事実の認定を非難するものであって、上告は理由はないとして棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
23	<p>提起日 平成16年1月27日 平成16年（ハ）第260号</p> <p>提起日 平成16年7月1日</p>	<p>原告 〇〇〇〇</p> <p>被告</p>	<p>原告は、退院請求について、△△医師は意見聴取書に「9月初旬に本人も帰郷したが、その2、3日後から『暴力団が来て殺される』と述べる」と記述したこ</p>	障害保健福祉課

	<p>平成16年（レ）第30号 <u>提起日</u> 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第18号 判決確定済</p>	<p>沖縄県</p>	<p>とが全くの虚偽であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年3月24日 判決要旨 原審の適法に確定した事実関係によれば、上告人の被上告人に対する本件請求について、訴権を濫用するものであり、不適法でその不備を補正することができないとして、口頭弁論を経ずに本件訴えを却下した原審の判断は首肯することができるから、原判決は正当であるとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	
24	<p><u>提起日</u> 平成16年3月29日 平成16年（ハ）第831号 <u>提起日</u> 平成16年5月6日 平成16年（レ）第11号 <u>提起日</u> 平成16年11月4日 平成17年（ツ）第9号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、精神保健指定医の診察の根拠となった警察官の通報が平成14年10月24日であるにもかかわらず、警察官通報書に通報受理日を平成14年10月25日と記載し、原告がそれを真実と信用して多くの裁判を提起したところ、実際は虚偽であったため、これにより損害を受けたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年3月16日 判決要旨 第2審において、豊見城警察署長から南部福祉保健所長への通報が平成14年10月24日であるものの、本件記載が警察署からの通報書の受理日時をもって通報受理日時となされたものと認められるが、その記載をもって虚偽事実の記載であるということとはできない。また、損害の発生や本件記載との因果関係等について具体的な主張、立証はなく、記録上もこれを窺わせるものはないから、控訴人が損害を被ったとも認められないとして、控訴が棄却された。 上告審では、原審の事実認定及び判断を論難するものにすぎず、上告に理由がないとして棄却され判決が確定した。</p>	<p>障害保健福祉課</p>
25	<p><u>提起日</u> 平成16年3月31日 平成16年（ハ）第863号 <u>提起日</u> 平成16年6月18日 平成16年（レ）第22号 <u>提起日</u> 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第21号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、県の指定病院である□□病院の医師が、措置入院になった原告を持続性妄想性障害（統合失調症）と診断し確認したことが誤診であり、これにより原告の名誉、信用を侵害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年3月17日 判決要旨 第2審において、被控訴人が被告としての当事者適格を欠くとして控訴人の訴えを不適法却下した原判決は、不当であるが、控訴人の被控訴人に対する本件控訴請求は理由がないことは明らかであり、本件につき更に弁論をする必要はないとし、原判決を取り消した上、控訴人の請求を棄却した。 上告審では、本件上告理由は、原審の専属に属する</p>	<p>障害保健福祉課</p>

			事実の認定を非難するものであり、上告事由に該当しないため、上告は棄却され判決が確定した。	
26	<u>提起日</u> 平成16年3月31日 平成16年（ハ）第866号 <u>提起日</u> 平成16年11月4日 平成16年（ネ）第172号 <u>提起日</u> 平成17年3月7日 平成17年（オ）第829号 判決確定済	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、指定医△△医師が行った診察において「好訴的」と診断したこと、証拠書類の記述「妄想性障害、訴訟に関連するもの」を引用し、緑の線を引き強調したこと、同事件の被告訴訟代理人は乙第16号証の証拠書類として「好訴妄想」についての記載のある文献部分を提出したことが誤診であり、これらにより原告の名誉、信用を侵害したとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。 判決言渡日（上告） 平成17年6月16日 判決要旨 第1審では、△△△△医師は法の定めるところに従って原告を診察し、本件診断書に必要な事項を記載してこれを作成したものであり、本件記載に誤りも認められないから、本件記載の内容が原告の感情を害するものであったとしても、名誉・信用毀損などの不法行為には当たらない、また、被告訴訟代理人の行為は、関連する証拠書類を提出するなどの立証行為をすることは、総称代理人として当然行う正当な訴訟活動であり、何ら不法行為を構成するものではないとして、請求は棄却された。 第2審でも原判決と同じ判断であるとし控訴棄却、上告審では上告理由がないとして棄却され判決が確定した。	障害保健福祉課
27	<u>提起日</u> 平成16年4月7日 平成16年（ハ）第977号 <u>提起日</u> 平成16年7月1日 平成16年（レ）第31号 <u>提起日</u> 平成16年11月4日 平成17年（ツ）第12号 判決確定済	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、南部保健所△△△△が平成14年10月25日、警察官通報書の処理方針及び意見として「調査のうえ精神鑑定を実施する」と記入したが、同月24日に原告について既に調査は実施しているから、これは虚偽であり、損害を受けたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。 判決言渡日（上告） 平成17年5月27日 判決要旨 第2審において、通報書が作成される前日に△△が調査を開始していたからといって調査の上診察を行う旨の記載が虚偽と評価されるべきとは認めがたい上、何らかの違法な侵害行為になるとはおよそ考え難いとし請求が棄却された。 上告審では、原審の専権に属する証拠の取捨判断が非難するものであるか、独自の見解に立って原判決の判断を論難するものにすぎず、上告に理由はないとして棄却され判決は確定した。	障害保健福祉課
28	<u>提起日</u> 平成16年4月9日 平成16年（ハ）第1016号 <u>提起日</u> 平成16年7月1日 平成16年（レ）第32号	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、県の指定病院である□□病院の医師が措置入院になった原告について「状況に対する被害念慮がある」、「医学そのものに失望しており自然治癒を期待する」と診断し確認したが、この診断は誤診であ	障害保健福祉課

	<p>提起日 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第20号</p> <p>判決確定済</p>		<p>り、これにより原告の名誉、信用を侵害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年6月16日</p> <p>判決要旨 △△△医師及び△△△医師が作成した上告人の病状等に関する書面は、上告人の担当医として診断した病名等を確認したものであり、また、診断は適切に行われたことがうかがわれるとした原審の認定判断は、正当としてこれを是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	
29	<p>提起日 平成16年4月8日 平成16年（ハ）第1001号</p> <p>提起日 平成16年5月28日 平成16年（レ）第15号</p> <p>提起日 平成16年10月26日 平成16年（ハ）第3831号</p> <p>提起日 平成17年3月2日 平成17年（レ）第9号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、県が厚生労働省へ提出した弁明書に記入した通報受理日は虚偽であることを理由とした事件である。</p> <p>※控訴審平成16年（レ）第15号で差戻し →平成16年（ハ）第3831号</p> <hr/> <p>判決言渡日（最終控訴審） 平成17年7月12日</p> <p>判決要旨 豊見城警察署長から南部福祉保健所長への通報が平成14年10月24日であるものの、本件記載が警察署からの通報書の受理日時をもって通報受理日時となされたものと認められるのであり、その記載をもって虚偽事実の記載であるということとはできない。また、損害の発生や本件記載との因果関係等について具体的な主張、立証はなく、記録上もこれを窺わせるものはないから、本件記載によって控訴人が損害を被ったとも認められないとして、控訴が棄却された。</p> <p>民事訴訟法第285条の規定により、平成17年7月26日判決は確定した。</p>	障害保健福祉課
30	<p>提起日 平成16年4月8日 平成16年（ハ）第1104号</p> <p>提起日 平成16年5月28日 平成16年（レ）第16号</p> <p>提起日 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第22号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師に診察、診断する法的根拠がないとして提訴した。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月27日</p> <p>判決要旨 原判決が、上告人の本件訴えをもって訴権の濫用にあたり不適法としたのは、憲法32条、民訴法第2条に違反し、また、他の事件で上告人の請求を「適法であり、不備はない」と判断していることと矛盾があると主張するが、それらは原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するものであるか、独自の見解に立って原判決の判断を論難するものにすぎず、上告には理由がないとして棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
31	<p>提起日 平成16年5月6日 平成16年（ハ）第1217号</p> <p>提起日 平成16年5月28日 平成16年（レ）第17号</p> <p>差し戻し</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告が、事前調査等に「保護者△△△」と記入したのは虚偽であるとして提訴した事件である。</p> <p>※控訴審で差戻し →平成16年（ハ）第3829号</p>	障害保健福祉課

	<p>平成16年（ハ）第3829号 <u>提起日</u> 平成17年3月24日 平成17年（レ）第10号 <u>提起日</u> 平成17年7月26日 平成17年（ツ）第49号 判決確定済</p>		<p>判決言渡日（上告） 平成18年3月30日 判決要旨 本件書面の保護者氏名欄の記載が、家庭裁判所による保護者選任を得た「保護者」の記載を要求したものと直ちに解することはできず、保護者となり得る扶養義務者を記載したとしても、それをもって直ちに違法とはいいい難いとして控訴は棄却された。 上告審は、上告事由はないとして棄却され判決が確定した。</p>	
32	<p><u>提起日</u> 平成16年4月16日 平成16年（ハ）第1086号 移送 平成16年（ワ）第810号 <u>提起日</u> 平成16年12月20日 平成16年（ネ）第183号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△委員が意見聴取書について、「措置入院に際しての手續と実体的要件については、法的に見て特に問題はないものと思料する」と記入しているが、①事前調査をしていない、②事前調査の総合判定をしていない、③原告に告知をしていない、④保護者に通知をしていない等多くの違法があるので、△△委員の記入は誤りであるとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年7月7日 判決要旨 第2審において、控訴人はいたずらに実質的には同一の訴訟を蒸し返しており、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行」しているとは到底認められないから、訴権の濫用に該当するとして却下した原判決は相当であるとして、請求が棄却された。 上告審では、上告事由に該当しないとして棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
33	<p><u>提起日</u> 平成16年5月28日 平成16年（ハ）第1515号 <u>提起日</u> 平成16年7月26日 平成16年（レ）第33号 <u>提起日</u> 平成16年12月27日 平成17年（ツ）第27号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、入院命令書に「保護者△△△」と記入したことは虚偽記載であり、原告は正常であるから精神障害者ではないので保護者は必要なく、実際保護者なる人物は原告についていないとして、これを理由に名誉、信用を侵害されたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年5月27日 判決要旨 入院命令書に上告人の母△△△をその保護者と記載した行為をもって、あえて虚偽の事実を記載したものと認められないとの原審の認定は、原判決挙示の証拠に照らし、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
34	<p><u>提起日</u> 平成16年6月2日 平成16年（ハ）第1544号 <u>提起日</u> 平成16年7月26日 平成16年（レ）第35号 <u>提起日</u> 平成16年12月27日 平成17年（ツ）第28号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が診断書に（精神病院に）入院治療を要すると考える旨を記入したことについて、①事前調査の総合判定をしていないから、強制診察する法的根拠はないこと、②正常だから入院治療を要する、との診断は誤診であること等を主張し、これにより原告の名誉、信用を損害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p>	障害保健福祉課

			<p>判決言渡日 (上告) 平成17年10月25日</p> <p>判決要旨</p> <p>上告人を統合失調症と診断し、入院させなければ自傷他害のおそれがあると判定して、精神病院に措置入院させたのは誤りではなく、その判定の過程に手続的な違法もないとする原審の判断は正当であり、上告人の指摘するような違法はないとし、上告は棄却され判決が確定した。</p>	
35	<p>提起日 平成16年6月10日 平成16年(ハ)第1681号</p> <p>提起日 平成16年6月29日 平成16年(レ)第23号</p> <p>差し戻し 平成16年(ハ)第3830号</p> <p>提起日 平成17年3月2日 平成17年(レ)第7号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告が、意見書に「保護者△△△△」として受理したのは不法行為であるとして提訴した事件である。</p> <p>※控訴審で差し戻し →平成16年(ハ)第3830号</p> <hr/> <p>判決言渡日(最終控訴審) 平成17年7月12日</p> <p>判決要旨</p> <p>第2審では、センターが行った□□からの書面による意見聴取は法的根拠を欠くものではない。また、センターが本件書面の提出を受けることが控訴人に対する違法な侵害行為であると認めることはできないのであり、仮に、これにより控訴人が不快感を感じたとしても、金銭賠償を必要とする程度の精神的苦痛を受けたとは認め難く、原判決は相当であるとして控訴が棄却された。</p> <p>民事訴訟法第285条の規定により、平成17年7月26日判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
36	<p>提起日 平成16年6月14日 平成16年(ハ)第1712号</p> <p>提起日 平成16年7月26日 平成16年(レ)第36号</p> <p>提起日 平成16年12月17日 平成17年(ツ)第19号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、措置入院となった□□病院において、医師、看護婦等から右腕上部2カ所を違法、不当に傷つけられるほか、採血あるいは何かの薬物の注入が疑われることから、これらが明白に傷害罪であるとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日(上告) 平成17年4月13日</p> <p>判決要旨</p> <p>第2審において、被控訴人が被告としての当事者適格を欠くとして却下した原判決は不当であるが、控訴人の主張を認めるに足りる証拠はなく、本件請求は理由がないことは明らかであるとして、原判決を取り消し、請求が棄却された。</p> <p>上告審では、上告理由がないとして棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
37	<p>提起日 平成16年6月15日 平成16年(ハ)第1732号</p> <p>提起日 平成16年7月26日 平成16年(レ)第37号</p> <p>提起日 平成16年12月27日 平成17年(ツ)第29号</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、県立総合精神保健福祉センターが受理した意見聴取書について、①△△さんは保護者でないから、意見聴取書の「保護者△△」は虚偽文書であること。②上記□□□□は詐称する「保護者△△」の意見を聞く法的根拠はないこと。③△△さんは保護者と偽って意見を言う法的根拠はないことを主張し、これら同□□□□の不法行為により、損害を受けたから、10</p>	障害保健福祉課

			<p>万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年6月8日</p> <p>判決要旨</p> <p>第2審において、意見書による意見聴取や意見書の提出等を控訴人に対する違法な侵害行為であると認めることはできないのであり、仮に、これによって控訴人が不快感を感じたとしても、金銭賠償を必要とする程度の精神的苦痛を受けたとは認められず、原判決は相当であるとし、控訴は棄却された。</p> <p>上告審では、原審の事実認定及び判断を論難するものに過ぎず、上告理由があると認められないとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	
38	<p>提起日 平成16年6月24日 平成16年（ハ）第1863号</p> <p>提起日 平成16年8月10日 平成16年（レ）第38号</p> <p>提起日 平成16年12月17日 平成17年（ツ）第16号</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>県立精和病院の△△医師が原告について診断書に「9月より被害関係妄想認め」、「被害関係妄想は存在」と記入したこと及び△△医師に原告を「強制診察」「診断」する法的根拠はなく、原告は正常であり妄想はないから、明白に誤診であるとして、原告が10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年3月29日</p> <p>判決要旨</p> <p>第2審において、控訴人は、いたずらに同一訴訟を蒸し返しており、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行」しているとは到底認められず、訴権濫用に該当するとして、原判決を取り消し、訴えは却下された。</p> <p>上告審では、憲法違反、法令違反について具体的な主張がないとして棄却され判決が確定した。</p>	障害保健福祉課
39	<p>提起日 平成16年6月22日 平成16年（ハ）第1830号</p> <p>提起日 平成16年11月12日 平成16年（レ）第47号</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告が、県立総合精神保健福祉センターは「退院請求の審査結果について」の書面を△△△△にも送り通知したが、△△は原告の「保護者」「後見人」「保佐人」でもないことから、この通知は刑法第134条（秘密漏示）の犯罪に該当し、何の法的根拠もなく、違法・不当であるとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（控訴審） 平成17年3月29日</p> <p>判決要旨</p> <p>□□は本件通知を受ける前から、控訴人が入院措置の処分を受けていたことや退院請求をしたことを知っていたものであって、本件通知をもって、□□に控訴人の退院請求に対する審査結果等を知らせたことが、控訴人に対する秘密漏示になるものと認めることはできない。そして、これによって控訴人が不快感を感じたとしても、金銭賠償を必要とする程度の精神的苦痛を受けたとも認められず、控訴を棄却。</p> <p>民事訴訟法第285条の規定により、平成17年4月12日判決が確定した。</p>	障害保健福祉課

40	<p>提起日 平成16年9月1日 平成16年（ハ）第2632号</p> <p>提起日 平成16年10月5日 平成16年（レ）第45号</p> <p>差し戻し 平成16年（ハ）第848号</p> <p>提起日 平成17年6月18日 平成17年（レ）第25号</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告が、県立精神保健福祉センターから△△△△△へ退院請求の審査結果を通知したのは違法・不当であるとして提訴した事件である。</p> <p>※控訴審で差し戻し →平成16年（ハ）第848号</p> <hr/> <p>判決言渡日（最終控訴審） 平成17年10月25日</p> <p>判決要旨 □□に控訴人の退院請求に対する審査結果等を知らせたことは適法であり、本件通知をもって、違法な秘密漏示になるものと認めることはできない。そして、本件通知がなされたことにより控訴人が不快感を感じたとしても、金銭賠償を必要とする程度の精神的苦痛を受けたことも認められないとして、控訴は棄却された。</p> <p>民事訴訟法第285条の規定により、平成17年11月8日判決が確定した。</p>	障害保 健福祉 課
41	<p>提起日 平成16年11月4日 平成16年（ハ）第3465号</p> <p>提起日 平成17年2月18日 平成17年（レ）第4号</p> <p>提起日 平成17年6月27日 平成17年（ツ）第48号</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が措置入院者実地審査報告書の保護者氏名の記入欄に「△△△」と記入したことが虚偽記載であり、原告は正常であり精神障害者ではないから、保護者は必要なく、実際保護者なる人物は原告についていないので名誉・信用を侵害されたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成17年11月25日</p> <p>判決要旨 精神保健指定医△△△△が、上告人の措置入院実地審査報告書中の「保護者氏名」欄に「△△△」と記載したことにつき、同欄は家庭裁判所の保護者選任手続を経た「保護者」の記載を要求したものと直ちに解することはできず、保護者となり得る扶養義務者を記載したとしても違法とは言い難いとの原審の判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、主張する憲法各条に反するものということとはできないとして、上告は棄却され判決が確定した。</p>	障害保 健福祉 課
42	<p>提起日 平成16年10月26日 平成16年（ハ）第3527号</p> <p>提起日 平成17年3月2日 平成17年（レ）第8号</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告が、□□病院の△△医師が原告を「放置すれば自傷他害の可能性が十分予測され得る」と診断したことが明白に誤診であるとして、損害賠償金10万円を請求して提訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（控訴審） 平成17年7月13日</p> <p>判決要旨 控訴人は、いたずらに同一訴訟を蒸し返しており、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行」しているとは到底認められず、訴権濫用に該当するとして、原判決を取り消し、訴えは却下された。</p> <p>民事訴訟法第285条の規定により、平成17年7月27日判決が確定した。</p>	障害保 健福祉 課

43	<p>提起日 平成17年1月21日 平成16年（ハ）第244号 移送 平成17年（ワ）第328号 提起日 平成17年7月13日 平成17年（ネ）第108号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、被告訴訟代理人弁護士が那覇地方裁判所平成16年（リ）第75号損害賠償請求事件において、原告所持の「移送に際してのお知らせ」の書面を交付していないと虚偽の回答をし、那覇簡易裁判所平成15年（ハ）第2369号損害賠償請求事件の証拠書類説明書において、「乙20号証原告にこの書面は手渡し済みである」と虚偽の説明をしたことにより、原告が損害を受けたとして県に損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（控訴審） 平成17年11月10日 判決要旨 弁護人の回答及び証拠書類の説明が虚偽でないことは明らかであり、控訴人の主張は独自の見解に基づくものであるとして、控訴は棄却された。 民事訴訟法第285条の規定により、平成17年11月24日判決が確定した。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
44	<p>提起日 平成17年10月17日 平成16年（ハ）第3255号 提起日 平成18年2月19日 平成18年（レ）第7号 提起日 平成18年5月22日 平成18年（ツ）第25号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告が、△△医師が原告について「暴行、脅迫」等今後おそれのある問題行動と誤診したとして提訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成18年9月6日 判決要旨 第1審において、本件訴訟は訴権の濫用に該当し、不適法でその不備を補正することができないとして口頭弁論を得ないで却下され、2審においても、原判決は相当であるとして棄却された。 上告審では、上告理由はないとして棄却され判決が確定した。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
45	<p>提起日 平成17年11月8日 平成16年（ハ）第3466号 提起日 平成18年1月3日 平成18年（レ）第4号 提起日 平成18年6月12日 平成18年（ツ）第16号 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が措置入院者実地審査報告書の保護者氏名の記入欄に「△△△」と記入したことが虚偽記載であり、原告は正常であり精神障害者ではないから、保護者は必要なく、実際保護者なる人物原告についていないのであるから、これにより原告の名誉・信用を侵害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日（上告） 平成18年11月21日 判決要旨 第1審で本件訴えは訴権の濫用に当たり、不適法でその不備を補正することができないものとして、口頭弁論を経ないで訴えが却下された。 第2審で控訴棄却となり、上告審においても、「信義に従い誠実に民事訴訟を迫行」しているとは到底認められず、訴権の濫用に当たると判断され、上告は棄却され判決が確定した。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
46	<p>提起日 平成17年11月14日 平成16年（ハ）第3503号 提起日 平成17年12月4日</p>	<p>原告 ○○○○ 被告</p>	<p>原告が、沖縄県精神医療審査会の決定及び強制入院の手続は違法であるとして提訴した事件である。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>

	平成17年（レ）第37号 提起日 平成18年4月14日 平成18年（レツ）第3号 判決確定済	沖縄県	判決言渡日（上告） 平成18年11月28日 判決要旨 上告人は、独自の見解に基づき、上告人の損害賠償請求を不適法として却下した原審の判断を非難するに過ぎないものと解されるところ、原審裁判所に顕著な事実をもとに、上告人の請求が訴権の濫用であって違法と判断した本件原審の認定判断は、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。	
47	提起日 平成17年12月2日 平成17年（ハ）第3956号 提起日 平成18年1月3日 平成18年（レ）第3号 提起日 平成18年4月14日 平成18年（レツ）第4号 判決確定済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告は、被告が「移送に際してのお知らせ」を原告に交付したと虚偽の主張をしているとして提訴した事件である。 判決言渡日（上告） 平成18年7月28日 判決要旨 第2審において、控訴人は何ら正当な理由なく、いたずらに実質的に同一の訴訟を蒸し返しているものと認めることができ、民事訴訟制度を悪用し、濫用したものであり、同訴えを却下した原判決は相当であったとして、控訴は棄却された。 上告審では、主張する憲法違反及び判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反は認められないとして、上告は棄却され判決が確定した。	障害保健福祉課
48	提起日 平成18年1月16日 平成18年（ハ）第115号 提起日 平成18年2月19日 平成18年（レ）第6号 提起日 平成18年6月16日 平成18年（レツ）第6号 判決確定済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告が、△△医師が措置入院に関する診断書を変造改ざんして、虚偽の診断書を作成したとして提訴した事件である。 判決言渡日（上告） 平成18年10月13日 判決要旨 上告人は、これまで、△△医師作成の診断書の内容が虚偽である旨を主張して、被上告人を相手方として提起した多数の訴訟において、上告人の敗訴の判決が複数確定しており、上告人が勝訴した訴訟はないにもかかわらず、本件訴えにおいても、同様の主張を繰り返しているから、紛争の解決を真摯に意図するものではなく、相手方当事者に不当な応訴を強いるものというほかない。したがって、本件訴えは、著しく信義に反するものであることが明らかであるから、訴権を濫用するもので不適法であるとした原判決の判断は相当として是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。	障害保健福祉課
49	提起日 平成18年12月8日 那覇簡易裁判所 平成18年（ノ）第212号 債務不存在確認等調停事件 不調	原告 有限会社□□□ 被告 沖縄県 沖縄県知事 稲嶺 恵一	相手方は県から指定を受けた指定居宅支援事業者であるが、県の実地指導により無資格者がサービス提供を行っていたことが発覚した。このため、援護の実施者である市町村から自主返還を求められたが、県から従業者の資格要件に関する制度改正の通知がなかったため制度改正を知らずに行っていたことであり、県にも落ち度があることから返還の義務はないことの確認	障害保健福祉課

			を求めている事件である。	
50	<p>提起日 平成19年2月19日 那覇地方裁判所 平成19年（ワ）第179号 債権差押に基づく取立請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p> <p>追記 当該訴訟は平成19年8月20日に判決が言い渡されており、当該訴訟に係る一件書類は、同年9月19日に総務私学課へ引き継がれている。</p>	<p>原告 □□□□□□□□ □□株式会社代表者 代表取締役○○○</p> <p>被告 沖縄県代表者知事 仲井眞弘多</p>	<p>中部農林土木事務所が発注した工事（宮城島西Ⅱ期地区土砂崩壊防止工事）について、平成18年12月8日に請負業者からの部分払請求書に基づき支出処理を行ったが、同月21日に県を第三債務者とする債権差押命令を受けたため当該支出を停止した。</p> <p>この段階において、差押えが他と競合していなかったため、債権者である□□□□□□□□株式会社へ直接支払うこととし、差押債権金額以外の金額については、同年12月28日に公示請負契約に基づき請負者へ支払った。</p> <p>一方、差押債権額については、□□□□□□□□□□株式会社の債権者代理人である□□法律事務所から同年1月18日に請求書を受領し、会計事務処理を行い、同年1月23日に銀行口座へ振り込まれる予定であったが、同年1月19日に沖縄税務署から差押えを受けたことにより、この債権について支払いの停止を余儀なくされた。</p> <p>第三債務者である県は、沖縄税務署と□□□□□□□□□□株式会社が債権者として競合したため、差押債権額を供託したものである。</p> <p>当該訴訟は、原告が県に対し、供託により消滅している県の当該債務について差押債権額213万4341円の支払いを求めている訴訟である。</p> <p>〈原告の主張〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 被差押債権の取立権（主位的請求原因） 原告は、被差押債権の取立権を取得し、被告にその請求をするもその支払いをしない。よって、取立権に基づき、請求の趣旨記載の請求をする。 債務不履行による損害賠償（予備的請求原因1） 被告は、弁済の合意が成立し原告に取立権が発生したにもかかわらず、差押債権額の弁済よりも請負者への支払を優先したため、原告は損害を被った。 よって、213万4341円の損害賠償を求める。 不法行為（予備的請求原因2） 被告は、原告に対し添付命令等の新たな法的手続に出る行為を阻止し、原告が差押債権の弁済が受けられるよう支払を適切に管理するかのように原告を誤信させ、原告から差押債権の弁済を受ける機会を奪った。結果として213万4341円の損害を受けた。 	農村整備課
51	<p>提起日 平成17年10月19日 福岡高等裁判所那覇支部 平成18年（ネ）第30号 境界確定請求等控訴事件</p> <p style="text-align: right;">その他</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 国、△△△△△ ほか1名</p>	<p>原告所有の土地に接する里道との境界線確認のため、国を被告とした裁判に、第三者であった隣人の参加人△△ほか1名が、当該係争地は参加人所有の土地と主張、里道の存在を否定し、裁判に参加し争った原審平成12年（ワ）第754号境界確定請求事件の控訴事件である。</p>	用地課

			※県における里道の管理業務が平成18年度末をもって終了したことに伴い、平成19年3月31日付け土用第1163号で当該訴訟事務を国（総合事務局開発建設部）へ引き継いでいる。	
52	<u>申立日</u> 平成19年2月1日 那覇簡易裁判所 平成19年（ノ）第23号 損害賠償請求調停事件 <u>和解調整中</u>	<u>原告</u> ○○○○○ <u>被告</u> 仲井眞弘多	平成9年度から実施している県道屋我地仲宗根線の道路改築事業に伴い、○○○○○所有の土地が県道より低くなったことを起因とした土地への出入りの不便性、小型船舶の流出による損害、土地造成の成果が無に帰したことによる損害を主張し慰謝料及び損害金として500万円の支払いを請求している事件である。	道路街路課
53	<u>提起日</u> 平成16年8月23日 那覇地方裁判所 平成16年（ワ）第885号 損害賠償等請求事件 <u>和解成立済</u>	<u>原告</u> ○○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	被告管理の道路擁壁と屋上部分で接する形で建てられた原告所有建物について、道路擁壁が原告側に傾斜してきたため建物被害（梁と柱等への亀裂）が発生したとして原告が損害賠償を求めたものである。 <u>和解成立日</u> 平成18年7月19日 <u>和解内容</u> 1 被告は、原告に対し、74万3,495円の支払義務のあることを認める。 2 原告と被告は、本件和解成立の日後、道路擁壁が建物側に傾斜が進行しているか否かを調査する。	道路管理課
54	<u>提起日</u> 平成18年11月7日 那覇簡易裁判所 平成18年（ノ）第195号 損害賠償請求調停事件 <u>不調</u>	<u>原告</u> ○○○○○ <u>被告</u> 沖縄県知事 仲井眞弘多 有限会社□□□□ □ ○○○○	県が行った国場川の災害復旧工事について、隣接地主が自家の外構に生じた亀裂は同工事が原因であるとして、民法第709条、同法第716条但書、国家賠償法第1条第1項、同法第2条第1項にあたるとして、現状回復に要する費用として、1,150万円の金員を請求した事件である。	河川課
55	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年8月22日 那覇地方裁判所 平成15年（ワ）第1033号 砂利・砂売払代金返還請求事件 <u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成17年10月26日 福岡高等裁判所那覇支部 平成16年（ネ）第168号 砂利・砂売払代金返還請求控訴事件 <u>判決確定済</u>	<u>原告</u> 株式会社□□□□ □□□□ <u>被告</u> 沖縄県 <u>控訴人</u> 株式会社□□□□ □□□□ <u>被控訴人</u> 沖縄県	原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかったとして、前納した採取料の一部を返還するよう請求した事件である。 <u>判決言渡日</u> 平成16年10月24日 原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかったとして、前納した採取料の一部を返還するよう請求した事件である。 <u>判決言渡日</u> 平成17年3月17日 <u>判決要旨</u>	海岸防災課

			客観的な証拠がなく、また前納した採取料の一部を返還すべき「特別の理由」があるとは認められない。	
56	<p>原審 提起日 平成15年8月28日 那覇地方裁判所 平成15年（ワ）第1034号 砂利・砂売払代金返還請求事件</p>	<p>原告 株式会社□□□□ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかったとして、前納した採取料の一部を返還するよう請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年10月22日</p>	海岸防災課
	<p>控訴審 提起日 平成16年10月22日 福岡高等裁判所那覇支部 平成16年（ネ）第164号 砂利・砂売払代金返還請求控訴事件</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>控訴人 株式会社□□□□ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかったとして、前納した採取料の一部を返還するよう請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年3月17日 判決要旨 客観的な証拠がなく、また前納した採取料の一部を返還すべき「特別の理由」があるとは認められない。</p>	
57	<p>提起日 平成17年1月7日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成17年（ワ）第3号 建物収去土地明渡等請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>原告 国 被告 ○○○○○、○○○○○、○○○○○、有限会社□□□□、有限会社□□□□、○○○○○、○○○○○</p>	<p>本件土地は、沖縄県知事が無願建立者である訴外△△に対して、適法に原状回復義務免除通知及び国庫帰属通知を行って、所有権保存登記をしている国有地であり、何ら権原もない訴外△△らと賃貸借契約等を理由に本県土地を占有している被告らが本件土地を占有すべき正当な権原を有しないことは明らかであり、不法占有状態を解くよう求めた事案である。</p> <p>備考 本件土地は国土交通省所管の国有地であり、国有財産法第9条第3項及び同法施行令第6条第2項1号カに基づいて、地方自治法第2条第9項第1号に定める第1号法定受託事務として沖縄県が管理している。</p> <p>判決言渡日 平成18年2月23日 判決要旨 1 被告 ○○○○は、原告に対し、別紙物件目録記載2(1)の建物を収去し、別紙物件目録記載1(1)アの土地を明け渡せ。 2 被告 ○○○○は、原告に対し、別紙物件目録記載2(2)の建物を収去し、別紙物件目録記載1(1)イの土地を明け渡せ。 3 被告 ○○○○は、原告に対し、別紙物件目録記載2(2)の建物を収去し、別紙物件目録記載1(1)ウの土地を明け渡せ。 4 被告 有限会社□□□□は、原告に対し、別紙物件目録記載1(1)エの土地を明け渡せ。</p>	海岸防災課

			<p>5 被告 有限会社□□□□は、原告に対し、別紙物件目録記載 1(1)オの土地を明け渡せ。</p> <p>6 被告 ○○○○は、原告に対し、別紙物件目録記載 1(2)アの土地を明け渡せ。</p> <p>7 被告 ○○○○は、原告に対し、別紙物件目録記載 2(2)アの建物部分から退去し、その敷地部分を明け渡せ。</p> <p>8 訴訟費用は被告らの負担とする。</p>	
58	<p>提起日 平成18年3月6日 (有限会社□□□□提起) 平成18年3月10日 (○○○○提起) 福岡高等裁判所那覇支部 平成18年(ネ)第57号 建物収去土地明渡控訴事件 判決確定済</p>	<p>控訴人 有限会社□□□□ □、○○○○ 被控訴人 国</p>	<p>控訴人有限会社□□□□、同○○○○が、原判決(平成17年(ワ)第3号)には事実誤認の説示不適の誤りがあるなどとして控訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成18年10月10日 判決要旨 本県控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。</p>	海岸防災課
59	<p>提起日 平成15年8月6日 那覇地方裁判所 平成15年(行ウ)第15号 開発許可処分取消請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 ○○○○、○○○ ○、○○○○ 被告 沖縄県知事 稲嶺 恵一</p>	<p>西表島でホテルの開発計画があり、沖縄県知事が開発許可処分を行う。</p> <p>これに対し原告は、ホテルにより海が汚れ、海さらしという染色業に支障を来すことなどから、開発許可の取消しを求めた訴訟である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成16年8月24日 判決要旨 開発行為に関する工事が完了したため、開発許可の取消しを求める法律上の利益は失われ、訴えは不適法であるため、却下</p>	建築指導課
60	<p>提起日 平成17年3月4日 那覇地方裁判所 平成17年(行ウ)第4号 損失補償金請求事件 引継手続中</p>	<p>原告 ○○○○、○○○ ○、○○○○○、○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告らが所有する平和祈念公園区域内にある土地及び物件について、沖縄県は整備を進める上で支障となる土地及び物件等の補償交渉を行ってきたが、合意に至らなかったことから、土地収用法に基づく収用裁決申請を平成13年9月12日及び平成15年7月4日に行い、平成16年12月2日に裁決された。</p> <p>原告らが、本損失補償金の額について、原告が主張する額と開きがあるとして、土地収用法第133条の規定による訴訟権に基づき提起した事件である。</p>	都市計画・モノレー課
61	<p>提起日 平成18年2月1日 沖縄簡易裁判所 平成18年(ハ)第135号 損害賠償請求事件 取下げ</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、平成14年度に勤めていた県立学校(沖縄盲学校)で2年半余病気(精神性疾患)により休職したのは、校長が変わり、教務主任室での執務の禁止や部屋での喫煙禁止、話し合いに参加することを強制されたことなどの精神的圧力による校長の指導が原因であるとして提訴。</p> <hr/> <p>取下げ日 平成18年3月17日</p>	教育庁 県立学校教育課
62	<p>提起日 平成18年9月1日</p>	<p>原告</p>	<p>原告が、平成16年4月1日からの「指導力不足等教</p>	教育庁

	<p>那覇地方裁判所 平成18年（行ウ）第8号 処分取消等請求事件 係争中</p> <p>留意事項 知事が代表する部分は民事訴訟であることから、民事事件に区分し整理する。</p>	<p>〇〇〇〇〇（元□ □□□高等学校教諭） 被告 沖縄県 訴訟参加者 ①沖縄県教育委員会 ②沖縄県人事委員会</p>	<p>員研修」を拒否し、正当な理由なく欠席したことに対し、職務命令に違反し、21日以上欠勤した等の理由により懲戒免職処分を行った。沖縄県人事委員会に地方公務員法に基づく不利益処分に関する不服申立てをしたが、却下された。</p> <p>原告は「処分時、職務に起因する過労、ストレスから抑鬱、心身症などの精神疾患であり、正常な判断、対応能力に欠ける状態であった。そのような中での研修命令、研修欠席を理由とする処分は違法である。また、病欠の届出をしていた時の処分で事実と反し、違法である。」旨主張している。</p>	<p>県立学校教育課</p>
63	<p>提起日 平成18年10月12日 那覇地方裁判所 平成18年（行ウ）第11号 損害賠償請求事件 係争中</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、指導力不足等教員の認定には、当該教諭の所属校における原告に対するイジメ隠しがあると指摘している。研修場所については、もともと原告を所属校から遠くへ行かせるための指導力不足等教員の認定をしたのであるから、組織で一体となって、さらなる偽証を犯して研修場所を変えていると主張している。また、研修場所は所属校であり、沖縄県立総合教育センターであることは違法であると主張している。</p> <p>研修を一時停止した目的は、原告の研修の種類と研修場所が違って、沖縄県立総合教育センターからは所属校への研修ができないという沖縄県指導力不足等教員の研修実施要綱での研修のあり方や研修場所の違いから生じる違法性に関して、原告が訴訟をすることで隠せなくなるとの虞があった点にあると主張している。また、研修一時停止は、診断書を強要されて計画されたことであるから、プログラム未履行には該当しないと主張している。</p> <p>平成18年3月29日付けの研修期間延長の通知は、原告に所属校研修をさせないことで追いつめながら、県総合教育センターの種類の勤務研修に仕向けるためであり、違法であると主張している。</p>	<p>教育庁 義務教育課</p>
64	<p>提起日 平成14年8月13日 那覇地方裁判所 平成14年（ワ）第350号 損害賠償請求事件 引継手続中</p>	<p>原告 〇〇〇〇 法定代理人親権者母 〇〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>平成11年2月に養護学校スロープを車椅子で昇ろうとしたところ、車椅子が転倒し、大腿部を骨折した。また、平成12年5月に体育の授業中、マット運動で右肩胛骨を骨折した。2件の事故の原因は学校側の注意義務を怠ったことにより発生したものであり、沖縄県に対して損害賠償を請求した事件である。</p> <p>和解成立日 平成17年8月11日 和解内容 被告は、原告に対し、本件和解金として、金260万円の支払義務があることを認め、これを支払う。原告はその余の請求を破棄する。</p>	<p>教育庁 保健体育課</p>
65	<p>提起日 平成18年7月4日 那覇地方裁判所 平成18年（ワ）第48号 損害賠償請求事件</p>	<p>原告 〇〇〇〇 法定代理人親権者父 〇〇〇〇</p>	<p>沖縄県立青少年教育施設において主催事業開催中、科学実験体験コーナーで、ホーバークラフト試乗体験中の事故によって右手人差し指の第一関節と第二関節の間を切断した。</p>	<p>教育庁 障害学習振興課</p>

	係争中	母 ○○○○ 被告 沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員会	主催者が保護監督義務を怠ったとし、原告は被告に対して損害賠償を求めている訴訟である。	
66	提起日 平成18年11月16日 那覇地方裁判所 平成18年(ワ)第1430号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	県警は、原告の娘の顔写真が写った偽造旅券の所在を確認するため、平成18年5月31日、大阪府内の警察署において原告から事情聴取した。その際、刑事に「パンツは白か」と言われ、昼食時に移動する際も同人から「手を繋ぎましょうか」等と言われたことがセクシュアルハラスメントに該当するとして提訴したものである。	警察本部監察課
67	提起日 平成19年1月24日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第70号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○ほか2名 被告 沖縄県	訴外△△△が、平成18年2月9日午前零時20分頃、豊見城警察署付近の国道331号において、自家用車を対抗車線に進入させ物損事故を起こし逃走中に対向車線において、本件死亡事故を発生させた。本件事故は、警察車両が注意義務を怠り、漫然と加害車両を追尾した過失により、加害車両を暴走させたことにより発生したものであるとして損害賠償を請求した事件である。	警察本部監察課
68	申立日 平成14年7月31日 那覇簡易裁判所 平成14年(ノ)第259号 損害賠償請求事件 不調	原告 ○○○○、○○○ ○、○○○○ 被告 沖縄県	平成8年1月に県立那覇病院において、早産児・低出生体重児としてNICUに入院し、MRSA敗血症をおこし、左化膿性股関節炎を合併した。現在、左化膿性股関節炎後遺症として左下股短縮、左股関節障害、顕著な破行が認められるが、MRSAに感染し新生児化膿性股関節の障害をきたしたのは細菌の予防義務を尽くさなかったためであるため、損害賠償を請求した事件である。	病院事業局県立病院課
69	提起日 平成16年1月30日 那覇地方裁判所 平成16年(ワ)第41号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○、○○○ ○、○○○○○ 被告 沖縄県ほか1名 (医師 △△△△)	患者(△△△)は、平成13年3月29日に白血病の再発と診断され、県立中部病院において、骨髄移植を行う必要があったのにこれを怠った。 また、被告△△△△医師は、平成14年8月19日に患者が九州がんセンターに転院するまでは骨髄移植を行わなかった。 原告が、移植を早期に行っていれば患者の死亡の結果を免れることができたとして、担当医師の過失(骨髄移植の判断ミス)を理由として損害賠償を請求した事件である。 判決言渡日 平成19年3月29日 判決要旨 1 被告(沖縄県、ほか1名)らは、各自、原告(○○○○及び○○○○)に対してそれぞれ220万円及びこれに対する平成15年2月15日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。 2 被告らは、各自、原告○○○○○に対して、金22万円及びこれに対する平成13年10月17日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。	病院事業局県立病院課

			3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。	
70	<p>提起日 平成17年5月2日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成17年(ワ)第419号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇、〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>患者が死亡した原因は被告である県(精和病院)の医療過誤(投薬)に相当因果関係であるとして、原告らが、被告に対し、国家賠償法1条1項若しくは不法行為ないし使用者責任に基づき損害賠償を請求した事件である。</p>	<p>病院事務局 県立病院課</p>
71	<p>提起日 平成17年12月1日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成17年(ワ)第1214号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県知事 稲嶺 惠一</p>	<p>県立精和病院に昭和49年から現在に至るまで、措置、医療保護入院した原告が病気でもないのに、各医師は妄想と判断、強制入院を4回行ったこと、強制入院を恐れて現在も通院する人権侵害により精神的苦痛があること、また正常な体に無理矢理注射することにより、男性として機能障害となった件について医療過誤があったとして、原告が被告に対し、損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成18年2月28日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。 	<p>病院事務局 県立病院課</p>
72	<p>提起日 平成18年1月31日</p> <p>京都地方裁判所</p> <p>平成18年(ワ)第218号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解調整中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県ほか1名</p>	<p>原告が県立八重山病院を退院後、再手術をせざるを得ない原因は被告である医師、県(八重山病院)の注意義務及び説明義務を怠った過失(不完全履行)があり、診療行為に相当因果関係あるとして、原告が被告らに対し債務不履行責任ないし使用者責任に基づき損害賠償を請求した事件である。</p>	<p>病院事務局 県立病院課</p>
73	<p>提起日 平成18年11月29日</p> <p>(支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行)</p> <p>平良簡易裁判所</p> <p>平成18年(口)第486号</p> <p>平成19年(ハ)第11号</p> <p>診療費請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解成立済</p>	<p>原告</p> <p>沖縄県</p> <p>被告</p> <p>〇〇〇〇</p>	<p>原告は、平成15年1月1日から同年1月27日までの間に訴外△△△△に対し治療を行った。</p> <p>治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、訴外△△△△及び被告に対し支払督促を申し立てたところ、被告からの異議申立てにより訴訟へ移行した。</p> <hr/> <p>和解成立日 平成19年3月14日</p> <p>和解内容</p> <p>被告は、原告に対し、金員を12万5,905円を分割して、原告方に持参又は送金して支払う。</p>	<p>病院事務局 県立病院課</p>
74	<p>提起日 平成18年11月29日</p> <p>(支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行)</p> <p>石垣簡易裁判所</p> <p>平成18年(口)第493号</p> <p>平成19年(ハ)第21号、第22号(併合)</p> <p>診療費請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解成立済</p>	<p>原告</p> <p>沖縄県</p> <p>被告</p> <p>〇〇〇〇(21号)</p> <p>〇〇〇〇(22号)</p>	<p>原告は、平成9年12月23日から平成10年1月19日までの間に訴外△△△△△△に対し、治療を行った。</p> <p>治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、訴外△△△△△△及び被告らに対し、支払督促を申し立てたところ、被告らからの異議申立により訴訟へ移行した。</p> <hr/> <p>和解成立日 平成19年3月13日</p>	<p>病院事務局 県立病院課</p>

			和解内容 被告らは、原告に対し、連帯して、金員66万4,932円を分割して、原告方に持参又は送金して支払う。	
75	<p>提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第497号 平成19年(ハ)第8号、9号 (併合) 診療費請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解成立済</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇(8号) 〇〇〇〇(9号)</p>	<p>原告は、平成10年12月1日から平成10年12月31日までの間に△△△△に対し、治療を行ったが、治療終了後、請求を行うも全額の支払いもなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告らに対し、支払督促を申し立てたところ、被告からの異議申立により訴訟へ移行した。</p> <hr/> <p>和解成立日 平成19年2月22日 和解内容 被告らは、原告に対し、連帯して、金員43万2,020円を分割して、原告方に持参又は送金して支払う。</p>	病院事業局県立病院課
76	<p>提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第489号 那覇地方裁判所石垣支部 平成19年(ワ)第3号 診療費請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解成立済</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇</p>	<p>原告は、平成13年12月12日から平成14年4月24日までの間に△△△△に対し治療を行った。治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、△△△△及び被告外連帯保証人1名に対し、支払督促を申立てたところ、被告からの異議申立により訴訟へ移行した。</p> <hr/> <p>和解成立日 平成19年3月13日 和解内容 被告は、原告に対し、連帯して、金員319万6,242円を分割して、原告側に持参又は送金して支払う。</p>	病院事業局県立病院課
77	<p>提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第489号 那覇地方裁判所石垣支部 平成19年(ワ)第4号 診療費請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解調整中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇</p>	<p>原告は、平成13年12月12日から平成14年4月24日までの間に△△△△に対し治療を行ったが、治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告らに対し、支払督促を申し立てたところ、被告からの異議申立てにより訴訟へ移行した。</p>	病院事業局県立病院課
78	<p>提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第489号 那覇地方裁判所石垣支部 平成19年(ワ)第12号 診療費請求事件</p> <p style="text-align: right;">和解調整中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇</p>	<p>原告は、平成13年12月12日から平成14年4月24日までの間に被告〇〇〇〇に対し治療を行ったが、治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告外連帯保証人2名に対し、支払督促を申し立てたところ、被告からの異議申立により訴訟へ移行した。</p>	病院事業局県立病院課
79	<p>提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立に</p>	<p>原告 沖縄県</p>	<p>原告は、平成10年3月19日から平成13年3月29日までの間(入院治療5回)に被告〇〇〇〇〇〇に対し治療</p>	病院事業局県

	より訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第488号 石垣簡易裁判所 平成19年(ハ)第4号 診療費請求事件 判決言渡済	被告 ○○○○○、○○ ○○○(法定代理人 親権者 母)	を行ったが、各治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告に対し、支払督促を申立てたところ、被告(法定代理人親権者)からの異議申立てにより訴訟へ移行した。 判決言渡日 平成19年3月19日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、17万512円を支払え。 2 被告は、上記1記載の金員のうち各金員に対し各請求日の翌日から支払済みまで年4.1%の割合による金員を支払え。	立病院 課
80	提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第498号、第499号 石垣簡易裁判所 平成19年(ハ)第5号、第6号、第10号(併合) 診療費請求事件 和解成立済	原告 沖縄県 被告 ○○○○○(第5号、第6号) ○○○○(第10号)	1 原告は、平成13年5月25日から平成15年1月22日までの間(入院治療5回)に○○○○○に対し治療を行ったが、各治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告に対し、支払督促を申し立てたところ、被告からの異議申立により訴訟へ移行した。 2 原告は、平成16年3月1日から平成16年4月16日までの間に○○○○○に対し治療を行った。治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告らに対し、支払督促を申立てたところ、被告らからの異議申立により訴訟へ移行した。 和解成立日 平成19年2月23日 和解内容 被告らは、原告に対し、連帯して、金員44万1,539円を分割して、原告方に持参又は送金して支払う。	病院事 業局 立病院 課
81	提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第490号 那覇地方裁判所石垣支部 平成19年(ワ)第10号 診療費請求事件 和解調整中	原告 沖縄県 被告 ○○○○○、○○○ ○	原告は、平成11年4月1日から平成13年5月29日までの間に訴外○○○○○に対し治療を行ったが、各治療終了後、請求を行うも全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、連帯保証人である被告らに対し、支払督促を申立てたところ、被告らからの異議申立により訴訟へ移行した。	病院事 業局 立病院 課
82	提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第492号 石垣簡易裁判所 平成19年(ハ)第31号、第45号	原告 沖縄県 被告 ○○○○○○(第31号) ○○○○(第45号)	原告は、平成13年3月1日から同年3月31日までの間及び平成17年8月1日から同年11月26日までの間に訴外△△△△に対し治療を行ったが、各治療終了後、請求を行うも、全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、被告らに対し、支払督促を申立てたところ、被告らからの異議申立により訴訟へ移行した。	病院事 業局 立病院 課

	診療費請求事件 和解調整中			
83	<p>提起日 平成18年11月29日 (支払督促申立→異議申立により訴訟へ移行) 石垣簡易裁判所 平成18年(口)第487号 那覇地方裁判所石垣支部 平成19年(ワ)第5号 診療費請求事件 和解調整中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇</p>	<p>原告は、平成18年4月13日から同年6月5日までの間に訴外〇〇〇〇〇〇に対し治療を行ったが、治療終了後、請求を行うも、全額の支払いがなく、再三の督促にも応じなかったことから残金及び延滞金を請求するため、訴外〇〇〇〇〇〇ほか連帯保証人1名及び被告らに対し、支払督促を申し立てたところ、被告らからの異議申立により訴訟へ移行。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>

備考

表中の項目表記が **網掛け** となっている事件については、平成19年10月22日現在で訴訟等に関する事務が完結し、訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日知事決裁）に定めるところにより、事件に関する一切の書類が事件主管部課から総務部総務私学課に引き継がれたものである。

○訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

〔沿革〕 昭和59年12月21日依命通達。平成元年5月1日一部改正、平成9年3月17日一部改正、平成14年7月1日一部改正、平成19年7月3日一部改正

- 第1** 訴訟、和解（訴えの提起前の和解を含む。）、調停、督促手続、不服申立等（以下「訴訟等」という。）に関する事務は、当該訴訟等に係る事務事業を主管する事務部局（以下「主管部局」という。）において処理するものとし、その総括事務は総務部（総務私学課）において行うものとする。
- 第2** 県が、紛争を解決するため、訴えを提起しようとするときは、主管部局の長は、あらかじめ、紛争の相手方、請求の内容、紛争の原因、その事実関係及びその経緯並びに当該紛争に対する訴訟方針を記載した書類に関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第3** 県を被告とする訴状の送付を受けたときは、主管部局の長は、直ちに、その訴状の請求原因に記載されている事実関係及びその訴えが提起されるに至った経緯を調査の上、当該訴訟に対する訴訟方針を記載した書類に当該訴状及び調査資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第4** 主管部局の長又は統括監（主管部局で当該訴訟に係る事務事業を統括する統括監をいう。以下同じ。）は、訴訟事件の処理に当たっては、関係職員のうちから指定代理人を選任するものとする。また、指定代理人のほか、訴訟代理人の選任を必要とする場合は、主管部局の統括監は、総務部総務統括監に訴訟代理人の選任を依頼すること。
- 第5** 主管部局の統括監は、総務部総務統括監から訴訟代理人の選任通知を受けたときは、速やかに訴訟代理人に対し訴状の内容、その訴えが提起されるに至った経緯、訴訟方針等を的確に説明すること。
- 第6** 主管部局の担当課長（当該訴訟に係る事務事業を所掌する課の長をいう。以下同じ。）は、県の訴訟代理人と打合せ及び現地調査を行ったときは、その都度、事件打合会・現地調査結果報告書（第1号様式）を作成するものとする。
- 第7** 口頭弁論又は準備手続が行われたときは、主管部局の担当課長は、その期日ごとに事件経過報告書（第2号様式）を作成するものとする。
- 第8** 訴訟において、裁判所から和解の勧告があり、和解に応じようとするときは、主管部局の長は、和解期日調査を作成させ議会の議決を経て和解すること。

- 第9 主管部局の担当課長は、和解調書が作成されたときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第10 主管部局の担当課長は、判決の言渡しがあったときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第11 主管部局の長は、県が敗訴したときは、上訴するか否か、その理由、判例・学説の動向、訴訟代理人の意見等について記載した書類に当該判決書及び関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第12 県が上訴した場合又は相手方が上訴した場合の手続については、前各号に準じ処理すること。
- 第13 総務部長は、係争中の訴訟事件について、必要があると認めるときは、主管部局の長に対し、当該事件に関し報告を求め、又は準備書面その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 第14 訴えの提起前の和解、調停、督促手続及び不服申立に関する事務手続についても、前各号の例により処理すること。
- 第15 前各号により、総務部長に合議する場合は、総務私学課長を経由すること。
- 第16 主管部局の長は、訴訟等に関する事務が完結したときは、一件書類を総務私学課長に引継ぐこと。
- 第17 この要領の規定は、次に掲げる訴訟等に関する事務については適用しない。
- (1) 県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等
 - (2) 県の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による県を被告とする訴訟（(3)において「県を被告とする訴訟」という。）に係る訴えの提起
 - (3) 県の行政庁の処分又は裁決に係る県を被告とする訴訟に係る和解
 - (4) 県が処分庁又は審査庁として決定又は裁決する事件に係る不服申立
 - (5) 地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により、地方公営企業の管理者が代表する訴訟等

附 則（昭和59年12月21日付け総文第624号（各部局長あて総務部長名依命通達「訴訟等に対する事務処理要領について」））

（本文）訴訟等事務処理要領が別紙のとおり定められたので、命により通知します。

附 則（平成元年5月1日付け総文第100号決裁通知）

（前文）平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月17日付け総文第962号決裁通知）

（本文）訴訟等事務処理要領の一部を別添のとおり改正したので通知します。

附 則（平成14年7月1日付け決裁）

訴訟等事務処理要領の一部を次のように改正する。

附 則（平成19年7月3日付け決裁）

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

第1号様式

事件（打合会・現地調査）報告

	主管部 課名		担当者 名	
事件の表示	裁判所	(簡・地・高) 裁判所 支部		
	事件番号			
	事件名			
	相手方			
日時	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分 ~ 時 分			
場所				
出席者				
次回期日	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分			
概 要				
次回の予定				
添付書類	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.			

事 件 経 過 報 告

		主管部 課 名		担当者 氏 名		
事 件 の 表 示	裁 判 所	(簡・地・高) 裁判所 支部				
	事件番号					
	事 件 名					
	相 手 方					
今 回 期 日	手続の別	準備、弁論、証拠調、和解、調停、言渡				
	期 日	平成 年 月 日				
	結 果	変更、延期、続行、休止、終結				
	裁 判 官					
	出 頭 者	指 定 代理人				外 名
		訴 訟 代理人				外 名
		相 手 方	本人・代表者・代理人			計 名
次 回 期 日	平成 年 月 日 午 (前・後) 時 分					
経 過 要 旨						
次回の予定						
添付書類	1. 答弁書 2. 準備書面 (県 相) 3. 証拠説明書 (県 相) 4. 証拠申出書 (県 相) 5. 人証調書 6. 検証調書 7. 書証 (通)					